

☆今月の事例☆

債務整理に係る法律事務を受任した弁護士が、消滅時効の完成 を待つ方針を採る場合において、委任契約上の説明義務違反が 認められた事例(最判平25.4.16)



講師:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護十 石井昭仁

★ 1st Step 事案の概要

Xから債務整理を受任した弁護士Yは、和解により合計159万6,793円の過払金を回収する一方、未完済であったA社に対して、「和解に応じない場合には5年の消滅時効を待つ」旨の文書を添えて和解提案を行ったが、A社は和解に応じなかった。

そこで、YはXに対して、当該債務に係る債権の消滅時効の完成を待つ方針(以下、「時効待ち方針」という)、および裁判所やA社から連絡があればYに伝えれば対処すること、A社との交渉で必要になるかもしれないため回収した過払金を保管しておくべき旨を説明した。また、YはXに対し、「債務整理終了のお知らせ」を送付し、A社に対する未払分29万7,840円が残ったこと、および時効待ち方針を採ることを説明した。

その後、消費者金融業者の経営状態の悪化で提訴される可能性が高まり、YはXに対し12万円程度の資金を用意できれば一括して支払う内容で和解交渉ができると説明した。しかし、XはYに関する報道等からYの債務整理に不安を抱いたため、Yを解任し、A社へ和解金50万円を分割して支払うことでA社と和解した。

かかる事情のもと、XはYに対し、委任契約上の説明義務違反を主張して損害賠償請求を行った。第1審は、Xの請求を認めたが、原審は、Yの説明に照らせば、債務整理の遅延や、遅延損害金による支払額増加の可能性を理解した上で「黙示の承諾を与えたものと認めることができる」として説明義務違反は認められないと判示した。

参 2nd Step 判 旨

最高裁は、①時効待ち方針により債務整理の解 決が遅延する不利益があること、②消滅時効の完 成を期待しうる合理的な根拠が認められないこ と、③提訴された場合に遅延損害金も含めた敗訴判決を受ける公算が高いというリスクを勘案し、回収した過払金からA社への残債務を弁済する一般的な方法により最終的な解決を図ることも現実的な選択肢として十分に考えられたという「事情の下においては」との前提を置いたうえで、Yは、委任契約に基づく善管注意義務の一環として、時効待ち方針に伴う上記の不利益やリスクを説明するとともに、回収した過払金でA社に対して債務を弁済する選択肢があることも説明すべき義務を負っていたと判示して、本件を原審に差し戻した。

◆ 3rd Step 実務の視点

本件での争点は、委任契約上の説明義務違反の 有無である。その説明義務の対象が、弁護士の受 任した事件に関する処理方針という専門的な判断 に係る点に特徴がある。

弁護士Yは、事件の処理方針に関して、まったく説明をしていないわけではなく、A社に対しては、消滅時効の完成を待つ方針であること等、一定の説明を行っていたが、最高裁は、Yが、時効待ち方針による不利益やリスクをXに理解させるのに十分な説明をしたとは認め難いとして、Xへの説明義務違反を認めている。

本判決は、「このような事情の下においては」としており、いわゆる事例判決とも捉えられるが、本判決が指摘する事情とは、代替手段の可能性と、代替手段と比較したときの不利益および不利益が生じるリスクを勘案し、他に現実的な選択肢が存在するか、依頼者が理解できる程度の説明が行われたかを検討するもので、債務整理において消滅時効の完成を待つか否かに限らず、広範な射程を有する可能性がある、という意味で先例的な意義が大きく実務の参考にされるべき判決である。